

第45号 煎茶の認証基準

平成21年3月31日制定

第1 適用の範囲
この基準は、山梨県内で製造された煎茶に適用する。

第2 定義
この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
煎茶	茶葉を蒸熱、揉捻、乾燥して製造したものをいう。

第3 品質及び品質表示
1 煎茶の品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区分		基準	
品質	原材料	食品添加物以外の原材料	山梨県内で生産された茶葉を使用していること。
		食品添加物	使用していないこと。
	性状	色沢及び香気が良好であること。	
	異物	混入していないこと。	
	容器又は包装の状態	清潔で適正な資材を用いて包装されていること。	
表示	一括表示事項	加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）の規定に従って表示すること。	
	表示の方法		
	表示禁止事項		
特別表示事項及びその表示事項	1 認証マーク若しくは認証マークの近接した箇所に「煎茶」と表示することができる。 2 製品には「山梨県産茶葉100%使用」等と表示することができる。		

第4 製造施設等
製造施設、製造機械及び保管施設は、食品衛生法に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理
1 製造に当たっては、食品衛生法を遵守し、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。
2 食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法
認証のための適合審査は、山梨県農産物等認証要綱に基づき行うものとする。